

## (1) 石油コンビナート等防災本部のあり方について

### 背景

最近の事故事例から見た石油コンビナート等防災本部等の求められる活動・業務の整理

#### (事故事例)

・(千葉県)コスモ石油(株)千葉製油所アスファルト流出事故



(株)日本触媒姫路製造所爆発火災事故

・(兵庫県) (株)日本触媒姫路製造所爆発火災事故

・(山口県)三井化学(株)岩国大竹工場製造施設爆発火災事故



三井化学(株)岩国大竹工場製造施設爆発火災事故

・(沖縄県)沖縄ターミナル(株)原油漏えい事故

充実強化が必要な項目を整理

- (1) 関係機関の情報共有
- (2) 関係機関の連携体制
- (3) 住民等への情報伝達
- (4) 教育・訓練体制の充実

### 充実強化のあり方

#### (1) 関係機関の情報共有

- ・ 初期段階において、応急対策上必要な情報を把握し、消防機関をはじめ、保安や環境等を担当する関係機関等と共有することが必要。
- ・ 現場活動を行う関係者に速やかに応急対策上必要な情報が提供されるよう、特定事業所の協力を得ることができる仕組みをあらかじめ構築することが重要。
- ・ 石油コンビナート等災害防止法(以下「石災法」という。)第24条の2に規定する「情報提供の要求」への対応について、防災規程に規定することが必要。

#### (2) 関係機関の連携体制

- ・ 石油コンビナート等防災本部(以下「防災本部」という。)は、石災法の規定に基づき33の道府県に置かれている組織であり、その組織についても、本部長は当該防災本部を設置する都道府県の知事、本部員は国の機関、自衛隊、警察、市町村長、消防長、特定事業所の代表者等と規定され(石災法第28条)、防災本部として必要な機関との一元的な連絡調整ができるように配慮されている。
- ・ 応急対応後の発災事業所に対する報告の徴収(石災法第39条)、立入検査(同第40条)の規定を活用し、関係機関と連携した再発防止策の策定、事業者の指導など必要な対応を行うことも可能。

#### (3) 住民への情報伝達

- ・ 近隣の住民等への情報の伝達については、コンビナート事故があったこと、取り得る避難等の方法を伝達することが必要。
- ・ 防災本部においては、関係機関の情報伝達の資源を把握し、必要な情報が適切なタイミングで、適切な対象者に伝わるよう、調整を行っていくことが必要。

#### (4) 教育・訓練体制の充実

- ・ (1)から(3)を踏まえると、実際に発生した事故や自然災害の状況を参考に、対処すべき内容を想定して、石油コンビナート等防災計画の充実を図るとともに、関係機関を含めた防災訓練を実施することが必要。

## (1) 石油コンビナート等防災本部が実施する防災訓練の現状

- ① すべての防災本部(35本部)に対する防災本部主催の防災訓練の実態調査結果からの課題
- ア 平成26年度中の防災訓練の実施回数が1回以下の本部が32本部(91%)であり、訓練の充実が課題。
  - イ 訓練の多くがシナリオ型の訓練(91%)であり、災害対応の基礎となるシナリオ型の訓練に加え、応用力を高めるブラインド型の訓練の充実が課題。
- ② 3道府県(三重県、北海道及び山口県)の防災訓練に係る訓練評価結果からの課題
- 3道府県の訓練はシナリオ型の訓練であり、災害対応の全体像の把握等の観点から有効であるが、防災本部の機能の強化にはつながりにくい。理由として
- ・ 災害への対応の検討や判断等の要素が訓練内容に含まれていないこと。
  - ・ 関係機関との連携に対する意識が希薄となり、形式的なものとなりやすいこと。

平成26年度訓練実施状況

実施回数	本部数
4回	2
3回	1
2回	0
1回	23
0回	9
合計	35

## (2) 訓練の標準災害シナリオの作成

(目的) 防災本部の職員が過去の災害時の形態に近い状況を訓練等を通じて疑似体験することができれば、災害対応技術の効果的な習得が図れ、防災本部の機能強化につながる。

(対応等) 実際の災害事例を参考に、次の標準災害シナリオを作成

- ・ 東日本大震災の事例を参考にした地震起因型
- ・ 近年の石油コンビナート事故を参考にした事業所単独事故型

### 標準災害シナリオ

- ・ 災害発生から事案終了までの災害進展状況や防災活動等を「災害状況等の推移」として整理
- ・ 「関係機関」・「関係機関の活動内容」の欄において関係機関が対応すべき活動内容を個別に記載
- ・ 「道府県(防災本部)の留意事項(評価の視点)」の欄において道府県が対応をする際に留意すべき点等を詳細に整理

### 地震に基因する標準災害シナリオ(抜粋)

時間	災害状況等の推移	関係機関	関係機関の活動内容	道府県(防災本部)の留意事項(評価の視点)
1日目				
9:00 (0:00)	地震発生(震度6強)	特定事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設等の緊急停止措置</li> <li>・ 災害拡大防止上必要な施設の手動停止操作</li> <li>・ 人員及び施設等の被害状況を確認、点検</li> <li>・ 被害状況、点検結果等を公設消防機関に報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地震発生後、速やかに防災本部として機能を発揮できる体制としているか。 →地震に起因する石油コンビナート災害の場合、災害の態様は複合的なものとなっており、防災本部の機能は、災害対策基本法に基づく道府県災害対策本部の一部に位置づけられることが考えられる。</li> <li>・ 災害対応可能な体制とした旨を各関係機関に伝達しているか。</li> <li>・ 図面、資料、ホワイトボード等防災本部の運営に必要な資機材を準備しているか。</li> <li>・ 無線、電話等の関係機関等との連絡を取るための手段を確保しているか。</li> <li>・ 各関係機関等との連絡調整、災害の記録等の担当者を指名しているか。</li> <li>・ 石油コンビナートに係る災害の状況を集約できる体制になっているか。 →災害の状況、今後の進展等を可能な限り正確に把握することにより、必要な資源や防災本部要員の参集等を適切に判断することが可能となる。</li> <li>・ 防災本部要員の早期参集を関係機関に要請しているか。</li> <li>・ 上空からの情報を得るため、防災ヘリコプターの出動を指示しているか。</li> <li>・ 今後の災害の進展を考慮し、現地防災本部の設置準備を行っているか。</li> </ul>
		公設消防機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発災事業所からの報告内容を防災本部、市等に伝達</li> </ul>	
		道府県(防災本部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災本部の体制整備</li> <li>・ 防災本部要員の参集要請</li> <li>・ 情報収集及び記録を開始</li> <li>・ 現地防災本部の設置準備</li> </ul>	

(3) 防災本部の機能強化のための訓練のあり方

① 防災本部の機能強化のための訓練について

- ・ 災害事象そのものの理解や関係機関の対応に関する相互理解を深めるとともに、災害のフェーズに応じて求められる災害対応の判断、関係機関への情報伝達及び情報共有に関する対応が、適切に盛り込まれた訓練を実施していくことが必要である。
- ・ シナリオ型の訓練は、災害対応の基礎知識を醸成するための訓練として意義があるが、高度な災害対応能力を習得するに十分ではなく、事象の進展に応じて、その都度訓練実施者に適切な対応を考えさせるブラインド型の図上訓練の比率を高めていくことが重要。
- ・ シナリオ型の訓練を少なくとも年1回以上実施することが必要。一方、道府県において、シナリオ型の訓練やブラインド型の訓練を1年間に複数回実施することは容易でないため、担当部署だけで実施できるブレインストーミング形式の打ち合わせを行い、その結果を次の訓練シナリオへの反映につなげる。

② 標準災害シナリオの活用方法

標準災害シナリオは、災害の進展に応じて防災本部において実施すべき対応を示すとともに、その対応に関する留意事項(評価の視点)を示している。また、留意事項等については、防災本部における災害対応への理解を深めるためのヒントとなるとともに、評価の着眼点となるよう整理している。そのため、防災本部の機能強化につながる訓練の企画、実施マニュアルとして活用できる。

○ 訓練シナリオの作成

標準災害シナリオは「災害状況等の推移」に従い、防災本部の活動を中心に整理しているため、訓練シナリオにおいては、関係機関の活動について整理する。

訓練シナリオの例(整理イメージ)

時間	災害状況等の推移	特定事業所	公設消防機関	道府県(防災本部)	市町村	海上保安部	警察機関
9:00	地震発生 (震度6強)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設等の緊急停止装置</li> <li>・ 災害拡大防止上必要な施設の手動停止操作</li> <li>・ 人員及び施設等の被害状況を確認・点検</li> <li>・ 被害状況、点検結果等を公設消防機関に報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災事業所からの報告内容を防災本部、市等に伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災本部の体制整備</li> <li>・ 防災本部要員の参集要請</li> <li>・ 情報収集及び記録を開始</li> <li>・ 現地防災本部の設置準備</li> </ul>			
9:02	大津波警報発表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 荷役中のタンカー緊急出港措置</li> <li>・ 施設等の停止措置</li> <li>・ 防潮扉等の閉止</li> <li>・ 従業員等の避難</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大津波警報の発表を市等に伝達</li> <li>・ 避難状況の把握</li> <li>・ 緊急消防援助隊の派遣要請準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災行政無線、広報車等を活用した周辺住民等に対する避難勧告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺海域航行中の船舶等に対する大津波警報発表の情報伝達</li> </ul>	

○ チェックリストの作成

訓練シナリオから、訓練の進展に応じて状況付与を行う内容を整理し、同時にチェックリストの作成を、標準災害シナリオの道府県の評価項目を参考に行う。

チェックリストの作成例(イメージ)

時間	事項	道府県(防災本部)の評価項目	可否
9:00	地震発生後の初動対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地震発生後、速やかに防災本部として機能を発揮できる体制としているか。</li> <li>・ 災害対応可能な体制とした旨を各関係機関に伝達しているか。</li> <li>・ 図面、資料、ホワイトボード等防災本部の運営に必要な資機材を準備しているか。</li> <li>・ 無線、電話等の関係機関等との連絡を取るための手段を確保しているか。</li> </ul>	

○ 災害事象等の理解促進のための活用

標準災害シナリオは、災害事象の進展にはある程度の合理性を持たせており、平成26年度に消防庁が作成した「自衛防災組織等の活動の手引き」も参照しているので、災害事象の理解促進にも活用することができる。また、「道府県(防災本部)の留意事項(評価の視点)」には、防災活動を実施する上で参考となるポイントを記載しており、災害事象の進展の仕方等について、理解を深めることが可能である。